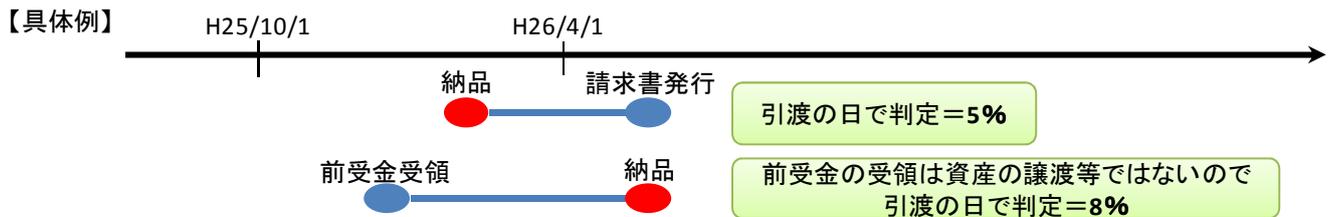

今月のテーマ **消費税改正の際に適用する税率について**

平成26年4月1日より消費税の税率が5%から8%へと変更されます。ただし、執筆現在、実際に税率が上がるかどうかは不明確なところもあるので、今後の動向に注目する必要があります。さて、取引によっては、実際に消費税が増税となった場合に5%が適用されるのか8%を適用するのか判断に迷う場合がありますので、今月はその判断基準について紹介したいと思います。

1. 税率適用の判定基準（原則）

平成26年4月1日以後に国内において行う資産の譲渡等について消費税8%が適用され、平成26年3月31日以前に国内において行う資産の譲渡等について消費税5%が適用されます。したがって、消費税が5%、又は8%のどちらが適用されるかは、資産の譲渡等が行われたのがポイントとなります。資産の譲渡等の時期は税務上、以下のようになっています。

内容	資産の譲渡等の時期
棚卸資産の譲渡	引渡しのあった日（出荷の日、相手が検収完了した日など継続適用している場合は可能）
請負・サービスの提供	物の引渡しを要する請負契約 → 目的物の全部を完成して引渡した日 物の引渡しを要しない請負契約 → 役務（サービス）の全部が完了した日 （搬入日、相手が検収完了した日など継続適用している場合は可能）
固定資産の譲渡	引渡しのあった日、又は契約の効力発生日
賃貸借契約	契約又は慣習によりその支払を受けるべき日



2. 経過措置について

取引によっては、平成26年4月1日以後に国内において行う資産の譲渡等について厳密に消費税8%が適用された場合には、取引が複雑となり、かえって消費税の処理が煩雑となることがあるなど、様々な問題が生ずる場合があります。そこで一定の取引については、税務上経過措置を設けて旧税率を適用する場合があります。

経過措置の内容	資産の譲渡等の時期
旅客運賃等	旅客運賃、映画・演劇等の入場料金を施行日前に領収している場合で、乗車・入場等が施行日以後に行われるときは、旧税率を適用する。（例）前売乗車券、回数券、定期券、年間予約席など
電気料金等	施行日前から継続的に供給等される電気、ガス等で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金が確定するものについては、旧税率を適用する。（例）電気・ガス・水道代、電話料金、携帯料金、インターネット料金など
工事請負等	平成25年9月30日までに締結した工事の請負等に係る契約に基づき、施行日以後にその契約に係る引渡し等を行う場合には、旧税率を適用する。（例）工事の請負、製造の請負、ソフトウェアの開発など
資産の貸付け	平成25年9月30日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き資産の貸付けを行っており、当該契約の内容が一定の要件を満たす場合は、施行日以後に行う資産の貸付けについては旧税率を適用する。（例）リース契約（売買とされるものを除く）、建物賃貸借契約など

